

東京都公報

発行
東京都

目次

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………
- 建築基準法による一団地の区域（二件）……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………
- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）……………
- ……………（住宅政策本部住宅企画部不動産課）……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………
- ……………（同）……………
- 種苗生産事業者の登録……………
- ……………（産業労働局農林水産部森林課）……………

告示（選）

- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………
- ……………
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………
- ……………

る者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

公 告

- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………
- 河川整備計画の公表（二件）……………
- ……………（建設局河川部計画課）……………
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………
- ……………（東京都収用委員会）……………

告 示

- 東京都告示第二十八号
- 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき北品川五丁目第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
- 令和元年五月十六日
- 東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称
北品川五丁目第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成二十一年三月二十四日から令和二年九月三十日まで

三 施行地区

品川区北品川五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
品川区北品川五丁目四番十四号
平成二十一年三月二十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日
平成三十一年四月二十五日

●東京都告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
目黒区東山二丁目千五十八番二十五、平成三十一年四月十六日
同番二十六及び同番三十八

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

墨田区横網二丁目二番及び同番三 平成三十一年四月十六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第三十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

一 被処分者

東京都知事 小 池 百合子

(一) 商号 株式会社エリアクエスト店舗&オフィス

(二) 代表者氏名 代表取締役 清原 雅人

(三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目五番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七八三九九号

(五) 免許年月日 平成二十七年四月七日

二 処分年月日 令和元年五月八日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間(令和元年五月二十三日から同月二十九日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第三十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第四項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社アンビション・ルームピア

(二) 代表者氏名 代表取締役 清水 剛

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区神宮前二丁目三十四番十七号住友不動産原宿ビル十八階

(四) 免許証番号 国土交通大臣(3)第七五六〇号

(五) 免許年月日 平成二十九年八月二十日

二 処分年月日 令和元年五月八日

三 処分内容 業務の全部の停止十日間(令和元年五月二十三日から同年六月一日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項、第三十七條第二項及び第六十五條第四項第二号

●東京都告示第三十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

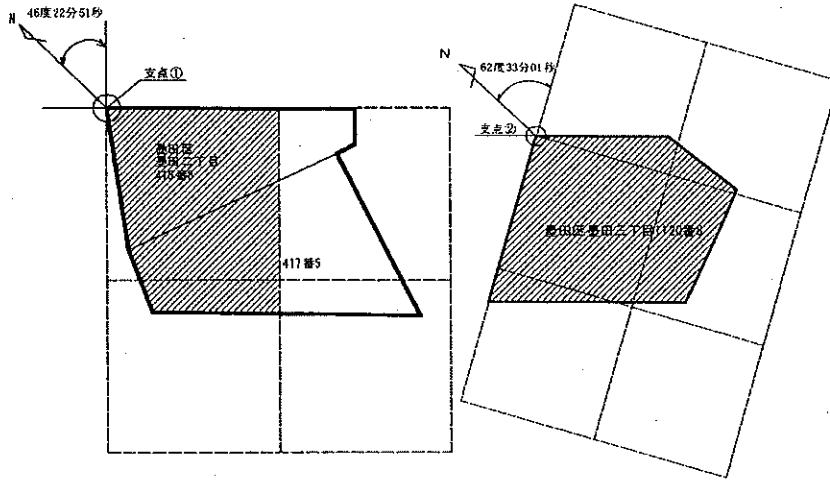
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区墨田二

丁目及び墨田三丁目地内)


二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

— 敷地 - - - 単位区画 — 筆界
 形質変更時要届出区域

【支点】

支点①は、墨田区墨田二丁目416番8の最北端とする。
 支点②は、墨田区墨田三丁目1120番8の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点① 46度22分51秒
 支点② 62度33分01秒

●東京都告示第三十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物